

## ぐるなびインバウンド大作戦サービス利用条件

### 第 1 条(目的)

ぐるなびインバウンド大作戦)サービス利用条件(以下「本条件」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するサービス(以下「本サービス」といい、第3条に定める)の利用を加盟者(当社との間で本サービスの利用にかかる契約を締結した者をいう)が申込むにあたり、加盟者が遵守すべき事項を定めたものである。

### 第 2 条(適用)

- 本条件は、加盟者が本サービスを利用するにあたり、当社と加盟者との間に適用される。
- 当社は、本条件のほか、加盟者が本サービスを利用するにあたり適用される諸条件(加盟者が本サービスを利用する過程で提示される手順その他の条件を含む。以下「個別利用条件」といい、本条件と個別利用条件をあわせて以下「本条件等」という)を定めることができ、個別利用条件が定められている場合には、個別利用条件は本条件と一体として当社と加盟者との間に適用される。個別利用条件の定めと本条件の定めが相違する場合は、当該個別利用条件の対象となる個別サービス(次条に定義する)の利用に関する限り、当該個別利用条件の定めが本条件の定め優先して適用される。
- 当社は、個別利用条件が適用される個別サービスを加盟者が利用した場合には、加盟者が当該個別サービスにかかる個別利用条件に同意したものとみなす。
- 本サービスに関して、本条件等に定めのない事項については加盟条件が適用又は準用され(以下、本利用条件と加盟条件をあわせて「本条件等」という)、本利用条件の定めとレストラン等各種加盟条件の定めが相違する場合は、本利用条件の定めが優先して適用される。

### 第 3 条(本サービス)

- 当社が加盟者に提供するサービスは以下のとおりとし、それぞれ別途定める利用条件が適用されるものとする。
  - ぐるなび外国語版掲載サービス  
当社の運営するウェブサイト「ぐるなび外国語版」に加盟者情報を掲載するサービスをいい、本サービスの利用にあたっては「ぐるなび外国語版利用条件」が適用される。ただし本条件等の定めと「ぐるなび外国語版利用条件」の定めが相違する場合には本条件等の定めが優先して適用される。
  - ネット予約サービス  
当社の運営するウェブサイト「ぐるなび外国語版」において提供する予約決済サービスをいい、本サービスの利用にあたっては、「ぐるなび外国語版ネット予約利用条件」が適用される。ただし本条件等の定めと「ぐるなび外国語版ネット予約利用条件」の定めが相違する場合には本条件等の定めが優先して適用される。
  - その他前各号に付随するサービス
- 本サービスの詳細(本サービスの構成または機能等を含むがこれらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができる。

### 第 4 条(個別サービスの提供等)

- 加盟者は、個別サービスの利用を当社所定の方法に従って申し込み、本条件等に基づきこれを利用することができる。ただし、当社は、当該申込みを承諾する義務を負うものではない。
- 当社は、加盟者の販売促進に効果的であると判断した場合、当社の裁量で、本条件等に基づき各種の特典またはサービスを無償で提供することができる。

### 第 5 条(契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続に従って「ぐるなびインバウンド大作戦 木戸料(参加費)申込書」(以下「申込書」という)を提出することにより本サービスの利用を申込むものとする。
- 利用希望者は、当社の請求があった場合には、申込書のほか、当社が必要と判断した書面(以下、申込書とあわせて「提出書面」という)の提出に応じるものとする。
- 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったことをもって、本条件の内容のすべてに同意したものとみなし、利用希望者はこれに対して一切異議を述べないものとする。
- 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
- 本条件をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立するものとする。

### 第 6 条(契約期間)

本契約の契約期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立の日から本サービスの対象となる加盟者ページが掲載された日より起算して 1 年後の応答日の前日までとする。本契約期間の満了日の1ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

### 第 7 条(本サービスの対価および支払い条件)

- 本サービスの対価は、申込書において定める額とする。
- 本申込書記載のサービス以外の個別サービスの対価は、個別サービスごとに当該個別サービスを対象とする個別利用条件において当社が定める額とする。
- 加盟者は、本申込書および当社が別途発行する請求書の記載内容に従い、本サービスの対価を支払うものとする。

### 第 8 条(本サービスの提供の停止等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を予告なく停止することができる。
  - 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
  - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
  - 加盟者が本利用条件等に違反した場合
- 加盟者が、やむを得ない事由により利用者への対応が一定の期間できない場合は、加盟者は直ちに当社にその旨を連絡する。この場合、当社は、その旨を外国語版加盟者ページに表示する等の必要な措置を講じ、または当該外国語版加盟者ページの掲載を停止する等本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止することができる。
- 当社が、前2項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより加盟者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、本サービスの対価は減額されるものではない。

### 第9 条(賠償)

- 本利用条件等で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因またはこれに関連して、当社が加盟者または指定店舗運営者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、以下の各号のいずれにも該当する額を上限とする。但し、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではない。
  - 損害の発生の直接の原因となった本サービスの対価の額(当該対価が年額の対価として定められている場合はその対価の1/2 に相当する額)
  - 前号のサービスが複数の指定店舗または団体を対象として提供されていた場合、当該サービスの対価のうち損害の発生した指定店舗または団体にかかる対価の額
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

### 第10 条(加盟者による本契約の終了)

加盟者は、本契約期間においても、当社所定の方法に従い、加盟者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。但し、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

### 第11 条(当社による契約の終了)

- 当社は、本契約期間中においても、加盟者に対し書面または電子メールにより通知を行うことにより、当該通知の到達日をもって、本契約を終了させることができる。
- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、加盟者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、外国語版加盟者ページを当社のサーバーから削除することができる。この場合、加盟者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は加盟者に対する損害賠償の請求を妨げない。
  - 加盟者が本利用条件等に違反した場合
  - 加盟者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、または契約後審査基準を満たさなくなった当社が判断した場合
  - 加盟者または指定店舗運営者が営業の停止または廃止をした場合
  - 加盟者または指定店舗運営者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告または処分を受けた場合
  - 加盟者または指定店舗運営者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
  - 加盟者が住所変更の届出を怠る等加盟者の責に帰すべき事由によって加盟者の所在が不明となった場合
  - 加盟者が、仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申し立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調整手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
  - 加盟者が支払を停止し、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
  - 加盟者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 前3号のほか、加盟者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
  - 加盟者が資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
  - 加盟者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなると当社が判断した場合
- 本契約成立後、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
- 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- その他加盟者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

### 第12 条(違約金)

- 本契約成立後本サービスの対象となる加盟者ページが掲載された日の前日までの間に第10 条または第11 条第2項の定めにより本契約が終了した場合、加盟者は、当社に対し、違約金として、本サービスの1年分の利用料金に相当する金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
- 本サービスの対象となる加盟者ページが掲載された日から1年以内に第10 条または第11 条第2項の定めにより本契約が終了した場合、加盟者は、当社に対し、違約金として、本サービスの1年分の利用料金に相当する額から、当該終了までの期間に応じた割合の本サービス利用料金の額(本サービス利用料金を12 で除して得た額に本サービスの対象となる加盟者ページが掲載された日を含む月から当該終了日を含む月までの月数を乗じて得た額をいう)を控除した額に相当する金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
- 前2項に定める違約金は、加盟者が支払うべき損害賠償額の条件を定めたものではなく、加盟者が当社に損害を与えた場合、加盟者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償しなければならない。

### 第13 条(本契約終了後の取扱い)

終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本利用条件等に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本利用条件等が適用される。

以上  
最終改定日 2019 年 11 月 18 日